

農地売買等支援事業実施要綱（平成12年4月1日付け12構改B第320号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第1 趣旨</p> <p>我が国農業の持続的な発展を図るためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、食料自給率の向上及び生産振興に資するよう、これらの農業経営を営む者に対する農地の利用の集積を図ることが喫緊の課題となっている。</p> <p>このため、農地売買等事業（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第7条第1号に規定する農地売買等事業をいう。以下同じ。）の<u>有する農用地等（基盤強化法第4条第1項に規定する農用地等をいう。以下同じ。）</u>の再配分機能を活用し、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地等の利用集積を一層推進することを目的として、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）が規模縮小農家等から農用地等を買入れて、<u>認定農業者（基盤強化法第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）</u>等へ売り渡し又は貸し付ける事業、農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）に対して農用地等の現物出資を行う事業、農地売買等事業又は農地中間管理事業（機構法第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）により権利を取得した農地の条件整備（簡易な整備等）を行う事業、農地法第41条第4項の規定により所有者不明農地（遊休農地又は遊休農地となるおそれがある農地であ</p>	<p>第1 趣旨</p> <p>我が国農業の持続的な発展を図るためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、食料自給率の向上及び生産振興に資するよう、これらの農業経営を営む者に対する農地の利用の集積を図ることが喫緊の課題となっている。</p> <p>このため、農地売買等事業（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第7条第1号に規定する農地売買等事業をいう。以下同じ。）の<u>有する農用地等の再配分機能</u>を活用し、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地等の利用集積を一層推進することを目的として、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）が規模縮小農家等から農用地等を買入れて、<u>認定農業者等</u>へ売り渡し又は貸し付ける事業、農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）に対して農用地等の現物出資を行う事業、農地売買等事業又は農地中間管理事業（機構法第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）により権利を取得した農地の条件整備（簡易な整備等）を行う事業、農地法第41条第4項の規定により所有者不明農地（遊休農地又は遊休農地となるおそれがある農地であって所有者等を確認することができない農地をいう。以下同じ。）の利用権を取得する事業、機構法第18条第8項の規定により共有者</p>

って所有者等を確認することができない農地をいう。以下同じ。)の利用権を取得する事業、機構法第18条第8項の規定により共有者不明農用地等(数人の共有に係る土地であって、その二分の一以上の共有持分を有する者を確認することができないものをいう。以下同じ。)の賃借権を取得する事業等を総合的に推進する必要があることから、農地売買等支援事業(農地集積・集約化等対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「集約化等対策事業実施要綱」という。以下同じ。))第3の1の(1)のウに規定する事業をいう。以下同じ。)及び支援法人事業(集約化等対策事業実施要綱第3の1の(3)に規定する事業をいう。以下同じ。)を実施することとする。

## 第2 本事業の実施主体

本事業の実施主体は、次の1から5までのとおりとする。

- 1 第4の1の(1)の事業は、都道府県とする。
- 2 第4の1の(2)のアの(オ)及びイの事業は、旧農地保有合理化法人(農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平成25年法律第102号。第4の1の(1)において「基盤強化法等の一部改正法」という。))附則第3条に規定する旧農地保有合理化法人をいう。以下同じ。)とする。
- 3 第4の1の(2)のア(オを除く。))の事業は、農地中間管理機構等(農地中間管理機構及び旧農地保有合理化法人をい

不明農用地等(数人の共有に係る土地であって、その二分の一以上の共有持分を有する者を確認することができないものをいう。以下同じ。)の賃借権を取得する事業等を総合的に推進する農地売買等支援事業(以下「本事業」という。)を実施することとする。

## 第2 本事業の実施主体

本事業の実施主体は、次の1から3までのとおりとする。

- (新設)
- 1 第4の1の(5)及び2の事業は、旧農地保有合理化法人(農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平成25年法律第102号。第4の1の(1)において「基盤強化法等の一部改正法」という。))附則第3条に規定する旧農地保有合理化法人をいう。以下同じ。)とする。
  - 2 第4の1(5を除く。))の事業は、農地中間管理機構等(農地中間管理機構及び旧農地保有合理化法人をいう。以下同じ。)

う。以下同じ。)とする。

4 第4の1の(2)のウの事業は、農地中間管理機構とする。

5 第4の2の事業は、支援法人(基盤強化法第11条の2第1項の規定による指定を受けた法人をいう。以下同じ。)とする。

### 第3 本事業の実施地域

本事業の実施地域は、次の1及び2のとおりとする。

1 第4の1の(2)のア及びイの事業を実施する地域は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。)第8条第2項第1号に規定する農用地区域その他農林水産省経営局長(以下「経営局長」という。)が別に定める地域とする。

2 第4の1の(2)のウの事業を実施する地域は、農振法第6条第1項の規定により指定された農業振興地域の区域内とする。

### 第4 本事業の内容

1 農地売買等支援事業  
(削る。)

とする。

(新設)

3 第4の4の事業は、支援法人(基盤強化法第11条の2第1項の規定による指定を受けた法人をいう。以下同じ。)とする。

### 第3 本事業の実施地域

本事業の実施地域は、次の1及び2のとおりとする。

1 第4の1及び2の事業を実施する地域は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。)第8条第2項第1号に規定する農用地区域その他農林水産省経営局長(以下「経営局長」という。)が別に定める地域とする。

2 第4の3の事業を実施する地域は、農振法第6条第1項の規定により指定された農業振興地域の区域内とする。

### 第4 本事業の内容

1 担い手支援タイプの事業

農地中間管理機構等は、認定農業者(基盤強化法第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。)、特定農業法人(基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。)、特定農業団体(基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業団体をいう。)、認定就農者(基盤強化法第14条の4第1項の認定を受けた者をいう。)、基本構想水準到達農業者(基盤強化法第6条第1項の規定に基づき市町村が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に示す効率的かつ安定的な農業経営の指標を達成していると認められた者をい

(1) 都道府県指導推進整備事業

都道府県は、農地売買等支援事業の実施のため、農地中間管理機構等に対する指導及び連絡監督等を行うものとする。

(2) 機構業務事業

農地中間管理機構等は担い手への農地の集積・集約化を促進するため、規模縮小農家等から農用地等を買入れて、認定農業者等へ売り渡し又は貸し付け等を行うものとする。

ア 担い手支援タイプの事業

農地中間管理機構等は、認定農業者、特定農業法人（基

う。）又は中心経営体（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）の1に規定する中心経営体をいう。以下同じ。）に対して農用地等（基盤強化法第4条第1項に規定する農用地等をいう。以下同じ。）の集積を図るために次に掲げる事業を行うものとする。

ただし、中心経営体については、令和5年度及び令和6年度において、事業を実施する農用地等をその範囲に含む地域計画（基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画をいう。）が策定されるまでの間に限り対象とすることができるものとする。

(1) 農用地等売渡事業

農地売買等事業及び旧農地売買等事業（基盤強化法等の一部改正法による改正前の基盤強化法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業をいう。以下同じ。）により農用地等及び農業用施設（農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）第10条第2号に規定する農業用施設をいう。）その他経営局長が別に定めるもの（以下「農業用施設等」という。）の買入れ、交換、売渡し、一時貸付け又は一時貸付けを行った後の売渡しを行うものとする。

(2) 農地所有適格法人出資事業

農地売買等事業及び旧農地売買等事業により買い入れた農用地等（基盤強化法第4条第1項第4号の土地にあっては、近い将来開発することが確実に認められる場合に限る。）の現物出資を行うものとする。

盤強化法第 23 条第 4 項に規定する特定農業法人をいう。)、  
特定農業団体 (基盤強化法第 23 条第 4 項に規定する特定  
農業団体をいう。)、認定就農者 (基盤強化法第 14 条の 4  
第 1 項の認定を受けた者をいう。)、基本構想水準到達農  
業者 (基盤強化法第 6 条第 1 項の規定に基づき市町村が定  
める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に  
示す効率的かつ安定的な農業経営の指標を達成している  
と認められた者をいう。) 又は中心経営体 (人・農地プラ  
ンの具体的な進め方について (令和元年 6 月 26 日付け元  
経営第 494 号農林水産省経営局長通知) の 1 に規定する中  
心経営体をいう。以下同じ。) に対して農用地等の集積を  
図るために次に掲げる事業を行うものとする。

ただし、中心経営体については、令和 6 年度において、  
事業を実施する農用地等をその範囲に含む地域計画 (基盤  
強化法第 19 条第 1 項に規定する地域計画をいう。) が策定  
されるまでの間に限り対象とすることができるものとし  
る。

#### (ア) 農用地等売渡事業

農地売買等事業及び旧農地売買等事業 (基盤強化法等  
の一部改正法による改正前の基盤強化法第 4 条第 2 項  
第 1 号に規定する農地売買等事業をいう。以下同じ。)  
により農用地等及び農業用施設 (農業経営基盤強化促進  
法施行規則 (昭和 55 年農林水産省令第 34 号) 第 9 条第  
2 号に規定する農業用施設をいう。) その他経営局長が  
別に定めるもの (以下「農業用施設等」という。) の買  
入れ、交換、売渡し、一時貸付け又は一時貸付けを行っ

た後の売渡しを行うものとする。

(イ) 農地所有適格法人出資事業

農地売買等事業及び旧農地売買等事業により買入れた農用地等（基盤強化法第4条第1項第4号の土地にあつては、近い将来開発することが確実と認められる場合に限る。）の現物出資を行うものとする。

(ウ) 農作業受託促進事業

農作業受託の促進のための農作業受託料相当額の資金の貸付けを行うものとする。

(エ) 農地条件整備事業

(7)の事業又は農地中間管理事業と併せて農地の条件整備を行うものとする。

(オ) 農用地等貸付事業

旧農地保有合理化法人が行う旧農地売買等事業により農用地等の貸付けを行うものとする。

イ 一般タイプの事業

旧農地保有合理化法人は、農地売買等事業により借り入れた農用地等の貸付けを行うものとする。

ウ 所有者不明農地借入事業

農地中間管理機構は、次に掲げるいずれかの事業を行うものとする。

(ア) 農地法第41条第4項の規定により所有者不明農地の利用権を取得する事業

(イ) 機構法第22条の3の規定により公示された共有者不明農用地等について、同法第18条第8項の規定により、賃借権を取得する事業

(削る。)

(削る。)

(削る。)

## 2 支援法人事業

### (1) 支援法人指導推進整備事業

支援法人は(2)の事業を行うための体制整備を行うほか、農地売買等支援事業の推進を行うものとする。

### (2) 借入資金利子助成事業

支援法人は、経営局長が別に定めるところにより、金融機関から農地中間管理機構等が行う1の(2)のア及びウの事業を実施するための資金の調達を行うものとする。

(削る。)

### (3) 農作業受託促進事業

農作業受託の促進のための農作業受託料相当額の資金の貸付けを行うものとする。

### (4) 農地条件整備事業

(1)の事業又は農地中間管理事業と併せて農地の条件整備を行うものとする。

### (5) 農用地等貸付事業

旧農地保有合理化法人が行う旧農地売買等事業により農用地等の貸付けを行うものとする。

## 2 一般タイプの事業

旧農地保有合理化法人は、農地売買等事業により借り入れた農用地等の貸付けを行うものとする。

## 3 所有者不明農地借入事業

農地中間管理機構は、次に掲げるいずれかの事業を行うものとする。

① 農地法第41条第4項の規定により所有者不明農地の利用権を取得する事業

② 機構法第22条の3の規定により公示された共有者不明農用地等について、同法第18条第8項の規定により、賃借権を取得する事業

(削る。)

## 第7 事業の実施

1 本事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に、事業に着手するものとする。

ただし、事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する場合にあっては、あらかじめ、都道府県知事にあっては地方農政局長等の、支援法人にあっては経営局長の適正な指導を受けた上で、経営局長が別に定めるところにより交付決定前の事前着手を都道府県知事（沖縄県を除く。）にあっては地方農政局長に、沖縄県知事にあっては内閣府沖縄総合事務局長、北海道知事及び支援法人にあっては大臣に届け出るものとする。

なお、第4の2の(2)の事業については、事業実施年度の4月1日から着手することとするが、交付決定前着手届の提出は不要とする。

2・3 (略)

## 第10 本事業の実施期間

1 第4の1の(2)の(オ)の事業の実施期間は平成26年度までに借り入れた農用地等又は農業用施設等の借入期間が終了

## 4 借入資金利子助成事業

支援法人は、経営局長が別に定めるところにより、金融機関から農地中間管理機構等が行う1及び3の事業に要する資金の調達を行うものとする。

## 第7 事業の実施

1 本事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に、事業に着手するものとする。

ただし、事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する場合にあっては、あらかじめ、都道府県知事にあっては地方農政局長等の、支援法人にあっては経営局長の適正な指導を受けた上で、経営局長が別に定めるところにより交付決定前の事前着手を都道府県知事（沖縄県を除く。）にあっては地方農政局長に、沖縄県知事にあっては内閣府沖縄総合事務局長、北海道知事及び支援法人にあっては大臣に届け出るものとする。

なお、第4の4の事業については、事業実施年度の4月1日から着手することとするが、交付決定前着手届の提出は不要とする。

2・3 (略)

## 第10 本事業の実施期間

1 第4の1の担い手支援タイプの事業のうち(5)の事業の実施期間は平成26年度までに借り入れた農用地等又は農業用施設



するまでの間とする。

- 2 第4の1の(2)のアの(ア)から(エ)までの事業の実施期間は令和3年度から令和7年度までとする。
- 3 第4の1の(2)のイの事業については、平成18年度までに借り入れた農用地等の借入期間が終了するまでの間とする。
- 4 第4の1の(2)のウの事業の実施期間は令和4年度から令和7年度までとする。
- 5 第4の2の(2)の事業により金融機関から新たに資金を調達する期間は、第4の1の(2)のアの事業に要する資金の調達に係るものは令和3年度から令和7年度まで、第4の1の(2)のウの事業に要する資金の調達に係るものは令和4年度から令和7年度までとする。ただし、当該事業の実施期間は、支援法人が農地中間管理機構等に貸し付けた資金に係る償還期限が到来するまでとする。

等の借入期間が終了するまでの間とする。

- 2 第4の1の担い手支援タイプの事業のうち(1)から(4)までの事業の実施期間は令和3年度から令和7年度までとする。
- 3 第4の2の事業については、平成18年度までに借り入れた農用地等の借入期間が終了するまでの間とする。
- 4 第4の3の事業の実施期間は令和4年度から令和7年度までとする。
- 5 第4の4の事業により金融機関から新たに資金を調達する期間は、第4の1の事業に要する資金の調達に係るものは令和3年度から令和7年度まで、第4の3の事業に要する資金の調達に係るものは令和4年度から令和7年度までとする。ただし、当該事業の実施期間は、支援法人が農地中間管理機構等に貸し付けた資金に係る償還期限が到来するまでとする。

#### 附 則

- 1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農地売買等支援事業実施要綱の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例による。